

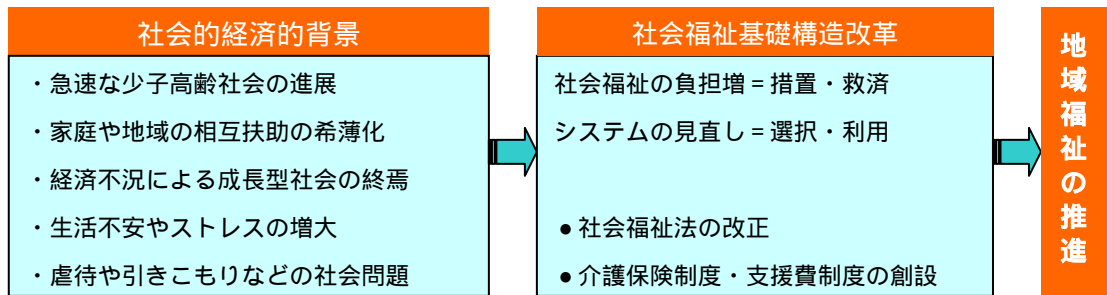
石狩市地域福祉計画の基本的な方向

平成16年11月

福祉総務課

地域福祉計画とは？

● 「地域福祉推進」の背景と必要性



● 「地域福祉」とは？（厚生労働省の社会福祉法解説からの抜粋）

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものである。

もっとかみ砕いてみると、「地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人、すべての人々が地域において、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域住民が参加し、共に支えあう地域社会を基盤とした福祉」であり、その仕組みをつくっていくことが「地域福祉計画」です。

● 「地域福祉」の推進で何をめざすのか？（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

この条文をかみ砕いてみると、地域福祉で何を目指すかという、
「地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが協力して、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会をつくりましょう」ということだと思います。

● 「地域福祉計画」とは？

社会福祉法第 107 条では、市町村が策定する地域福祉計画の位置づけと盛り込むべき内容について規定されています。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における福祉サービスを目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

以上、盛り込むべき内容については、第 1 号から第 3 号まで示されていて、最低でもこの 3 点が明記されていなければ地域福祉計画とはいえないということです。

● 「地域福祉推進」の基礎

「福祉」は = 「しあわせ」な生活を実現し持続するために、個人や家庭で解決することが難しい生活課題について、公的な制度（公）や住民同士の相互扶助（共）、また、住民一人ひとりの努力（私）によって、解決していこうとする取り組みだと思います。

つまり、行政による支援や個人の自助努力だけでなく、「地域の支え合い・助け合い」があつてこそ、社会福祉が充実していくということではないでしょうか。まさに「公・共・私の社会的努力」こそが「地域福祉の推進」につながるものと思います。

● 「福祉」とは

幸福 生命の救済
生命の繁栄

『私』の努力

- 個人の自立
- 家族での支えあい

『公』の努力

- 福祉・保健・医療などの公的な制度による各種サービスの提供

『共』の努力

- 地域社会における相互扶助
- ボランティア・NPO 等の市民活動による支援

「石狩市地域福祉計画」の方向は？

● 基本的な確認事項

石狩市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定する計画書です。

この条文は、社会福祉法基礎構造改革の一環で、平成 15 年 4 月に施行されたため、「地域福祉」という言葉そのものが、まだ市民生活に浸透しているとは思いません。したがって、計画の策定がゴールではなく、市民のみなさんと一緒にスタートすることが、なにより大切だと考えています。

本計画は、ひとつひとつの積み重ねを大切にしながら、地域の「しあわせを」みんなで築いていけるような、将来を見据えた「進行型」の計画の内容にしていきます。

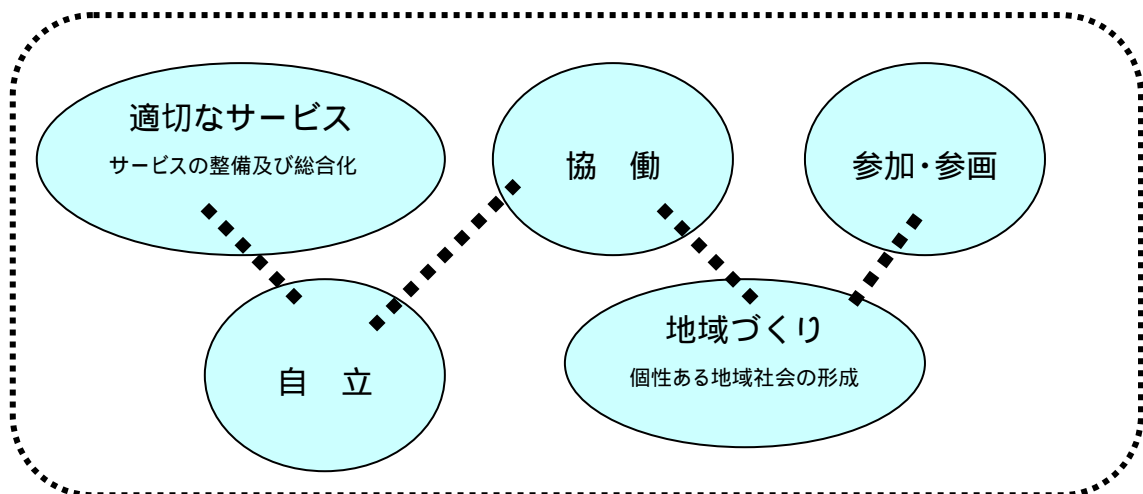
● 石狩市がめざす「地域福祉」とは（基本理念）

本計画の策定にあたって、「福祉」＝「しあわせ」を、「安心して暮らせる社会を築く」ととし、その基本を「公・共・私の社会的努力」として捉えました。

そして、本計画では、「地域福祉」（＝「地域のしあわせ」）のめざす方向（将来像）を、『地域住民が共に認めあい、話しあい、支えあいながら、安心して暮らすことができる みんなのまち いしかり』とし、計画の「基本理念」に定めています。

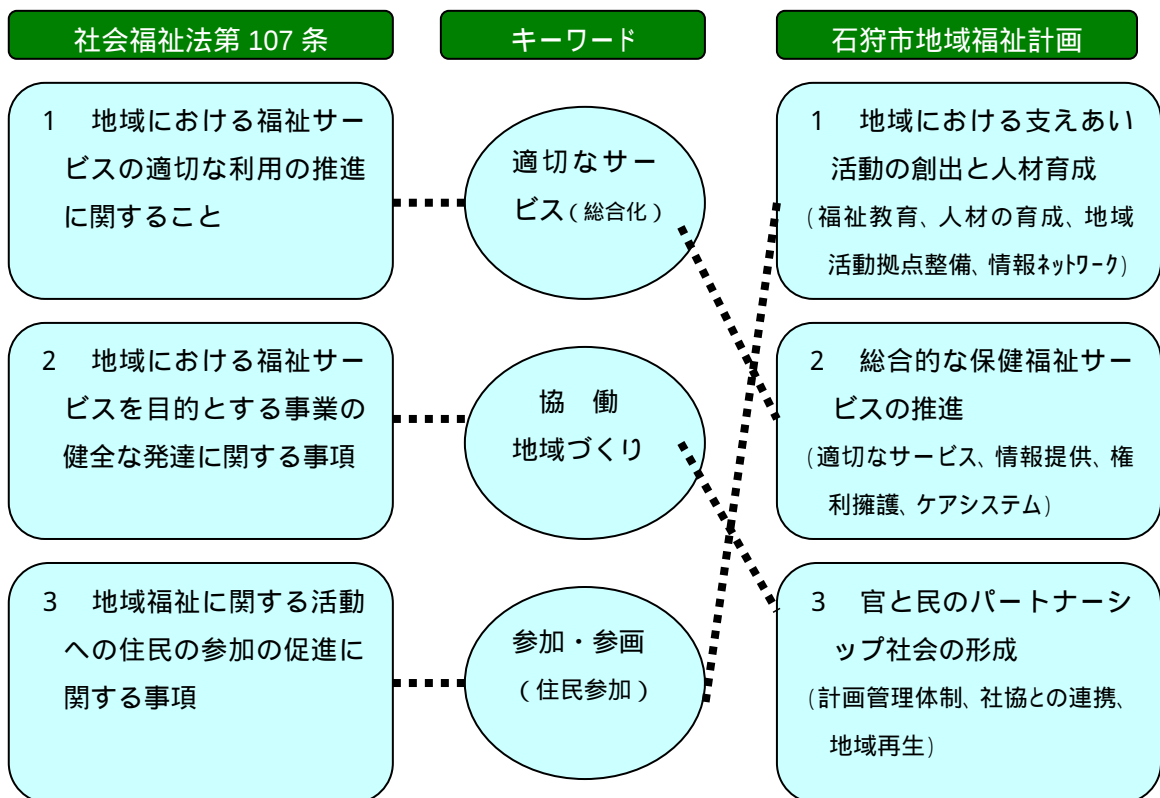
- ・「認めあい」＝市民一人ひとりが自立し、尊厳を守る。＝「人権の尊重」
- ・「話しあい」＝市民が交流する。＝「参加・参画」「連携」「協働」＝「意識改革」
- ・「支えあい」＝地域住民が共に支えあい、助けあって共に生きる。＝「共生社会」

地域福祉推進のキーワード



●地域福祉計画の基本目標へのアプローチ

本計画の基本理念は、前項で示したとおりですが、その実現に向けて「基本目標」を掲げました。その基本目標の設定にあたっては、地域福祉計画の策定根拠となる社会福祉法第107条各号に掲げられた計画に盛り込むべき内容に即して、3つの基本目標を掲げています。



●地域福祉計画の重点プロジェクト

本計画の基本目標3「官と民のパートナーシップ社会の形成」に基づき、「協働・連帯による“地域再生”の推進」を「重点プロジェクト」に位置づけて、次の3つの事業の企画・開発に取り組んでいきます。

商店街を活用した「(仮称)みんなのサロン」の設置促進
 地域密着型「(仮称)ボランティアタクシー」の促進
 地域密着型「(仮称)助け合い除雪サービス」の促進

● 地域福祉計画の性格（個別計画との関係）

地域福祉計画は、地域住民の様々な生活課題をいかに拾い出すかがポイントとなりますが、とすると、高齢者・障がい者・児童等の分野を縦割りで取りまとめやすくなってしまいます。本計画は、対象者ごとではなく、対象者に共通する生活課題を探して横割りの活動を計画として策定することが重要とされています。

このため、「石狩市地域福祉計画」に盛り込む施策・事業を、次の３つの方向にまとめてみました。

1. 個別の福祉計画で総合化を図ることが地域福祉の推進に効果的な施策・事業

地域の生活課題を総合的・横断的に解決するという観点から、各分野の個別計画に位置づけられている事業の役割を結びつけることにより、効率的・効果的な推進を図る施策・事業。

【例】「みんなのサロン」のように、高齢者、障がい者、児童等誰もが集えるサロンを整備する事業 など

2. 個別の福祉計画にあって、地域福祉の推進に効果的な施策・事業

個別の高齢者・障がい者・児童などの福祉計画に位置づけられている施策・事業のうち、福祉サービスの利用促進や福祉活動への参加促進など地域福祉推進のための重要な内容であり、あらためて計画に位置付けることが必要な施策・事業。

【例】市が実施している相談機能を、さらに各福祉施設や事業者を含めた体制の整備を検討する事業 など

3. 個別の福祉計画の狭間になる施策・事業

個別の福祉計画では対応しきれない生活課題や個別の福祉計画では位置づけられていないが、住民ニーズを踏まえた新たな生活課題を解決するために、計画に位置づけることが必要な施策・事業。

【例】「高齢者虐待」など新たに社会問題化している課題への取組み など

石狩市地域福祉計画施策の体系(素案)

基本目標	施策の方向	推進施策	実施主体等		
			市	社協	民間
地域における支えあい活動の創出と人材育成	1 福祉教育の充実	(1) 学校などにおける出前福祉講座の推進	●		
		(2) 世代間交流の推進	●		
		(3) 「総合的な学習の時間」等の充実	●		
		(4) 「福祉のまちづくり」へ啓発活動の推進	●		
	2 地域福祉を推進する人材の育成	(1) ボランティアコーディネ-ト体制の充実への支援		●	
		(2) 「地域福祉コーディネ-ター」体制整備への支援		●	
		(3) ボランティアの養成・確保への支援		●	
		(4) ボランティア活動の場の確保	●		
		(5) ボランティアセンターの充実・支援		●	
		(6) ボランティア活動の広報・啓発の推進		●	
		(7) シルバーボランティア等の育成・支援		●	
	3 地域における住民の福祉活動の創出	(1) 地域福祉活動実践塾（ワークショップ）の推進	●		
		(2) 地域における市民の自主的な福祉活動への支援			●
		(3) 小・中学校と地域との連携強化	●		
	4 地域活動のための拠点整備	(1) 学校、児童館等開放の推進	●		
		(2) 各種公共施設利用者の相互交流への取組み	●		
	5 地域福祉情報ネットワークの構築	(1) 石狩市地域福祉情報ネットワークへの支援		●	
総合的な保健福祉サービスの推進	1 適切な保健福祉サービスの推進	(1) 福祉サービス施策の推進	●		
		(2) 総合的な相談体制の充実	●		
		(3) ソーシャルワーク体制の整備検討	●		
	2 福祉に関する情報提供体制の整備	(1) わかりやすい情報提供の推進	●		
		(2) 保健福祉情報ネットワークの構築	●		
		(3) 事業者の情報公開の促進（第三者評価制度の促進）			●
		(4) 情報のバリアフリー化への推進	●		
		(5) 地域における出前福祉講座の推進への取組み	●		
	3 健康・生きがいづくりコミュニティの推進	(1) スポーツ・芸術・文化活動の推進	●		
		(2) 地域単位における健康づくり推進者の育成	●		
		(3) 地域単位での介護予防事業の推進	●		
		(4) 就労支援の推進	●		
		(5) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	●		
	4 サービス利用者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の活用	●		
		(2) 地域福祉権利擁護事業の利用促進		●	
	5 石狩市地域福祉ケアシステムの構築	(1) 地域安心ネットワークの構築	●		
		(2) 地域福祉を担う団体相互の連携強化			●
		(3) 「地域環境点検活動」や「愛のひと声運動」の推進			●
		(4) 児童虐待防止のための広報活動及び連携の強化	●		
		(5) 民生委員児童委員、主任児童委員の活動の充実	●		
		(6) 障がい者相談員の体制整備と地域担当制導入の検討	●		
		(7) 地域防災・防犯体制へ支援			●
官と民のパートナーシップ社会の形成	1 住民主体による計画推進管理体制の構築	(1) 「石狩市地域福祉推進会議」（仮称）の設置	●		
	2 社会福祉協議会との連携体制の推進	(1) 「地域福祉実践計画」策定支援への取組み		●	
		(2) 社会福祉協議会との連携強化・支援		●	
	3  重点プロジェクト 協働・連帯による地域再生の推進	(1) 商店街を活用したサロンの設置促進			●
		(2) 地域密着型移送支援サービスの促進			●
		(3) 地域密着型除雪サービスの促進			●

(注) 実施主体欄の「民間」には、地域住民、社会福祉事業と経営する者、各種団体、一般事業者（個人・法人）を含む。